

地域住民からの主なご意見への考え方について

【ご意見①】

なぜ消防出張所をこの再整備予定地で複合化するのですか。辻堂市民センター跡地に単独で建てる方がよいのではないですか。

【考え方①】

消防出張所を再整備予定地で複合化することは、前面道路渋滞に伴う消防車両の出動上の課題解決はもとより、平常時から地区防災拠点である市民センターとの情報共有がスムーズとなり、災害時にはこれまで以上に緊密な連携を図れます。さらに、避難施設に指定されている小中学校に隣接する強みを生かせ、沿岸地域にある辻堂地域全体の安全・安心と地域防災力が高まります。

現在の辻堂市民センターは、昭和53年に旧耐震基準で建設され、建物の老朽化のほか窓スペースが不足していること、建物内にエレベーターがないなどバリアフリーに対応できていないこと、駐車場が不足しているなどの課題があります。南消防署辻堂出張所は、週末と夏期を中心とした前面道路の交通渋滞等の理由により、迅速な出動態勢に課題があります。

平成24年度に辻堂地区からの要望として辻堂地域経営会議から市に対して提言書を提出いただき、東日本大震災において地震と津波によって被災地の庁舎等が大きな被害を受けた状況から、災害に強い施設を要望されています。

辻堂市民センターを現在地で建て替えることは困難なことから、移転用地の検討を始め、元神奈川県職員住宅辻堂西アパート敷地、旧市道及び高浜中学校テニスコートの用地を一体的に活用して再整備を進めることとしました。

藤沢市では、今後、多くの公共施設が次々と更新時期を迎えますが、福祉にかかる扶助費等が年々増加している中、単純に更新していくことは財政的に困難な状況であり、また、本市の人口は、平成42年をピークに減少に転じると推計されています。

今後の市の状況を踏まえ公共施設の更新に係る方針として、平成26年3月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、市の公共施設は、旧耐震基準の建物は機能移転を含めた施設の再整備を進めること、建て替えるときは、原則的に他の公共施設と複合化することなどを定め、同年11月には、「藤沢市公共施設再整備プラン」を策定し、辻堂市民センター再整備を短期プランに位置付け、再整備していく方針を定めまし

た。

これまでは人口の伸びに合わせて施設数を増やしてきましたが、今後は、人口減少社会に合わせて出来る限り周辺公共施設の複合化を進め、施設数を縮減し、事業費及び維持管理費の削減を図っていくことが必要になります。

【ご意見②】

地域住民の声を聞いて計画を進めてください。

【考え方②】

今後、基本設計を進める中でご意見を伺い、多くの方に使いやすい施設になるよう努めてまいります。複合化する機能や施設の配置等につきましては基本構想を基に進めてまいります。

基本構想につきましては、平成24年度に辻堂地域経営会議からいただいた提言書や平成27年度に3回開催させていただいた説明会でのご意見、団体や個人からいただいたご意見などを十分に踏まえ、辻堂地区の関係団体と庁内関係課で構成する建設検討委員会で検討を重ね、周辺住宅や学校等への影響に配慮するとともに、「防災機能を強化する」「交流とふれあいの輪を広げる」「地域包括ケアシステムを支える」の3つをコンセプトに策定いたしました。

【ご意見③】

北側住宅に対して、日当たりの影響はどうなりますか。

【考え方③】

基本構想策定におきまして、北側住宅への日影が法規制内であることは当然に遵守し、より影響を少なくするためさらに南側に配置してまいりましたが、現在の元神奈川県職員住宅による日影の範囲より一部広がる見込みとなっております。

市民センターは高齢者や障がいのある方など多様な地域の方々が訪れやすく、消防出張所は消防車両がスムーズに出入庫できるよう、ともに敷地東側の道路に面することとしました。建物は、北側敷地境界から南側に寄せ、体育室の配置を敷地北側から敷地南側に変更するなど、日影の影響をできるだけ少なくするよう近隣にお住まいの方々のご意見の反映に努めてまいりました。

日影の影響につきましては、設計事務の進捗に合わせて、具体的にお示しできる時期に改めて説明させていただきます。

【ご意見④】

高浜中学校敷地内にテニスコートを2面作って、再整備予定地のテニスコートを全て移せませんか。

【考え方④】

校内北側敷地には部活動に望ましい面積のテニスコートを配置するための敷地面積はありませんので、2面を設置することはできません。他の部活動の活動範囲を狭めないことにも配慮しまして、高浜中学校の部活動の活動場所として共有しながらかつ安全に活動を行えるよう、学校のサブグラウンドとしてテニスコート1面程度の面積でソフトテニスのほかバレーボールなどができる環境の整備を計画しています。

現在、高浜中学校テニスコートとして使用している敷地につきましては、高浜中学校の敷地が狭いことから、昭和60年に国有地を取得し多目的グラウンドとして設置しました。また、校内北側敷地につきましては、将来の校舎建て替えに備えて高砂小学校の敷地の一部を付け替えた経過があります。

高浜中学校の敷地は、現在も市内19中学校のうち6番目に狭く、様々な部活動が活動を行うにあたって活動場所が重複することから、校内北側敷地をバレーボールやバスケットの活動場所としても活用しています。

辻堂市民センター再整備にあたっては、現在テニスコートとして活用している学校用地と、元県職員住宅敷地、旧市道を一体的に活用する計画で、再整備予定地に新たにテニスコートを設置するものではなく、現在のテニスコートがある学校用地の面積を減らして整備していくものです。これまでも高浜中学校には最大限の協力をいただく中で辻堂市民センター等再整備事業は進めております。

【ご意見⑤】

再整備予定地は津波の浸水域ではないのですか。

【考え方⑤】

平成27年3月に神奈川県が公表した最大津波の浸水予測について

詳細を神奈川県に確認したところ、再整備予定地の南東の一部に10cm以内の浸水予測となっております。基本構想の配置計画においては庁舎への浸水はありません。

なお、災害時には、車いすや体の不自由な方でも階段を使わずに市民センターに一時避難できるよう、スロープを設置して2階の体育室に避難できる配置とします。

【ご意見⑥】

小中学校の前で、車両による交通事故が心配です。

【考え方⑥】

高砂小学校・高浜中学校前の通りは、車道は片側1車線道路で車道幅員は6mあります。歩道は通りの両側を合わせて15mの幅員で車道より広く、小中学校側歩道は歩行者と自転車の区分けがされており、さらに車道と歩道の間には植栽も整備されていることから、小中学校前の道路環境は整った場所であると捉えております。

また、消防車両につきましては、運転するためには、130時間以上の車両運行に係る教育を受け、効果測定に合格した者でなければハンドルを握ることはできません。併せて、車両に同乗している複数の隊員による安全確認により安全性を確保しております。

【ご意見⑦】

近隣や学校に、緊急車両のサイレン音による影響はありませんか。

【考え方⑦】

消防車、救急車のサイレン音につきましては、道路運送車両法の規定により、車両前方20mの位置において90デシベル以上120デシベル以下であることとされています。

近隣住民の皆様方に対する日常生活への影響、学校教育に対する影響などを考慮いたしまして、安全管理上支障がない場合については、法で定められた下限まで音量を下げる等、周辺環境へ配慮した対応を図ってまいります。

出動頻度の高い救急車につきましては、突然のサイレン吹鳴に配慮し、徐々に音量が大きくなる機能をはじめ、音程を下げる機能等を付加したものを採用してまいります。